

厚生労働行政推進調査事業費（厚生労働科学特別研究事業）

（分担）研究報告書

盲ろう児者に対する日常生活用具の支給基準に関する実態調査

研究代表者 奈良里紗 国立大学法人大阪教育大学総合教育系特別支援部門准教授
研究協力者 相羽大輔 国立大学法人愛知教育大学教育学部特別支援教育講座准教授
増田雄亮 湘南医療大学保健医療学部リハビリテーション学科
作業療法学専攻准教授

研究要旨

本研究の目的は、日本国内において市区町村が盲ろう児者に対して支給している日常生活用具の種目、耐用年数、支給金額、支給基準、年齢制限、見直し頻度などについて実態を明らかにし、地域間格差や制度運用上の課題を明示することである。

2024年1月から12月にかけて、全国1741市区町村（東京23区を含む）に対して、厚生労働省の一斉調査システムを用いたExcel質問紙を送付した。開封数は1118（64.2%）、回答数は378（市区町村全体の21.7%）であった。質問項目には、支給対象用具の種目、支給金額、耐用年数、対象者の基準、支給条件の見直しの有無等が含まれる。得られたデータは記述統計により分析した。

支給対象の主な日常生活用具としては、盲人用時計（99.7%）、拡大読書器（99.7%）、点字ディスプレイ（99.5%）などが高率で支給されていた。点字ディスプレイの中央値の支給金額は383,500円と高額であるにもかかわらず、修理費の支給はわずか2.7%の自治体に限られていた。また、複数台支給を認めている自治体も少数で、耐用年数や年齢制限の基準には大きなばらつきがみられた。回答自治体の多くが、日常生活用具の種目や基準額の見直しを「随時」または「行っていない」としており、見直しの根拠となる情報不足や予算調整の困難さが指摘された。

当事者調査（研究1）においては、点字ディスプレイなどの複数台支給や修理対応の必要性が強く訴えられていたが、実際の自治体調査との間には大きなギャップが存在することが確認された。また、自治体によっては盲ろう者が極めて少数であるため制度運用が後回しにされやすい状況も示された。これらのことから、制度の柔軟性と専門性を確保しつつ、地域間の不均衡を是正する必要性が浮き彫りとなった。

本研究は、盲ろう児者を対象とした日常生活用具の支給制度について、市区町村間で運用の差が大きく、年齢制限や支給条件などに統一的な基準が存在しないことを明らかにした。今後は、制度の標準化と、当事者のニーズを踏まえた見直しが求められる。

A. 研究目的

本研究では、市区町村が盲ろう児者に対して支給している日常生活用具の種目、それぞれの耐用年数や支給金額、支給基準、年齢制限、見直しの頻度などの実態を明らかにすることを目的とする。

B. 研究方法

調査手続き

厚生労働省調査・照会（一斉調査）システムを用いて、2024年1月から12月にかけて全国1741市区町村（東京23区含む）に対しExcelファイルで質問紙を送付した。調査・照会（一斉調査）システムから質問紙ファイルを開封した市区町村数は1118（64.2%）、うち回答があったのは378（開封した市区町村の33.81%、市区町村全体の21.71%）だった。なお、回答した市区町村名の一覧は本報告書末尾に掲載した（資料1）。

質問項目は、盲ろう児者が使用すると考えられる日常生活用具の基準額、耐用年数、盲ろう児者に対する支給実態及び支給基準の見直しの有無等とした。なお、質問紙は本報告書の末尾に掲載した（資料2）。

本報告書では、市区町村からの回答エクセルに基づき、記述統計量を算出し記載した。一部、記載の誤りと思われるものなどについては、市区町村担当者に対してメールで確認を行った。

（倫理面への配慮）

本研究は、大阪教育大学研究倫理審査委員会の承認（承認番号：24121）を受けて実施された。調査にあたっては、以下の倫理的配慮を遵守して実施された。すなわち、回答への参加は完全に任意であり、回答しない場合や途中で中止しても、いかなる不利益も生じないことを明記した。また、質問の中で答えたくない項目がある場合には、その質問をスキップすることができる

旨も案内した。収集されたデータは、研究目的に限定して使用され、統計的に処理されたうえで学会発表や学術論文等で公表されるが、特定の市区町村が識別されることは一切ないこと、回答内容は、鍵のかかる保管場所にて厳重に管理され、研究関係者以外がアクセスすることはないこと、保管期間終了後は、速やかに廃棄されることを質問紙上で説明を行い、質問紙への回答をもって研究への参加の同意を得た。また、調査に関する質問や意見がある場合には、調査実施責任者に連絡を取ることができる体制を整えた。

C. 研究結果

(1) 日常生活の支給種目に関する実態

本調査では、各市区町村の規定に基づき、日常生活用具として規定している種目について尋ねた。各種目未回答を除いた有効

回答数を母数として割合を算出した結果、支給している種目として最も多かったのは、盲人用時計 377 件 (99.74%、母数 378 件) と視覚障害者用拡大読書器 377 件 (99.74%、母数 378 件)、次いで点字ディスプレイ 376 件 (99.47%、母数 378 件) と点字タイプライター 376 件 (99.47%、母数 378 件)、視覚障害者用活字文書読み上げ装置 374 件 (99.20%、母数 377 件)、盲人用ポータブルレコーダー 374 件 (99.20%、母数 377 件)、聴覚障害者用情報受信装置 374 件 (99.20%、母数 377 件)、盲人用体温計 372 件 (98.67%、母数 377 件)、盲人用体重計 372 件 (98.41%、母数 378 件)、聴覚障害者用通信装置 372 件 (98.67%、母数 377 件)、聴覚障害者用屋内信号装置 369 件 (97.88%、母数 377 件)、電磁調理器 367 件 (97.61%、母数 376 件)、歩行時間延長信号機用小型送信

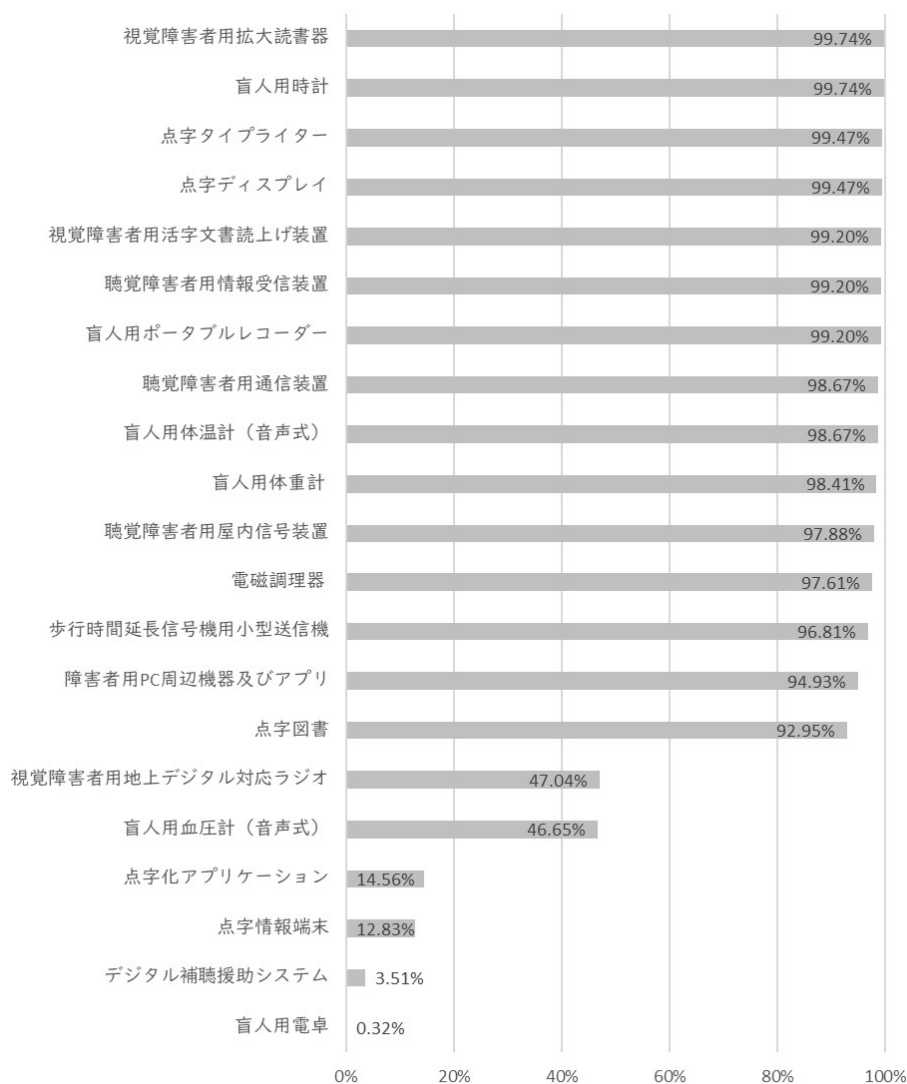


図1：日常生活用具の種目別支給割合

機 364 件 (96.81%、母数 376 件)、障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト 356 件 (94.93%、母数 375 件)、点字図書 343 件 (92.95%、母数 369 件)、盲人用血圧計 160 件 (46.65%、母数 343 件)、視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ 159 件 (47.04%、母数 338 件)、スクリーンリーダーの点字化アプリケーション 45 件 (14.56%、母数 309 件)、点字情報端末 39 件 (12.83%、母数 304 件)、デジタル補聴援助システム 11 件 (3.51%、母数 313 件)、盲人用電卓 1 件 (0.32%、母数 309 件) となった (図 1)。

(2) 種目別支給基準の実態

ここでは、各種目について支給の有無を回答した市区町村の内、支給ありと回答した市区町村を母数とし、なしと回答した市区町村の件数を除いて記述統計を算出した。

a. 盲人用時計の支給基準の実態

盲人用時計に関して、支給ありと回答した市区町村 377 件 (99.74%) を母数とし、なしと回答した 1 件 (0.26%) のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値 10 年、最低 2 年から最高 10 年、支給金額は中央値 13,300 円、最低 10,300 円から最高 18,900 円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、18 歳以上 129 件 (34.22%)、次いで年齢制限なし 128 件 (33.95%)、学齢児以上 86 件 (22.81%) で、その他には 3 歳以上、12 歳以上 (学齢児を除く)、15 歳以上、19 歳以上、18 歳以上 (高校在学中で必要な者については、18 歳未満でも可) のようなものが含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害 2 級以上 365 件 (96.82%)、次いで視覚障害で等級を問わないが 7 件 (1.86%) で、視覚聴覚の重複障害 3 件 (0.80%) であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、11 件 (2.92%)、支給していないと回答したのは 318 件 (84.35%) で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値 13,300 円、最低 10,300 円から最高 17,800 円となった。加えて、同一種目の中で 2 台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが 19 件 (5.04%)、認めていないが 280 件 (74.27%) となった。

b. 視覚障害者用拡大読書器の支給基準の実態

視覚障害者用拡大読書器に関して、支給ありと回答した市区町村 377 件 (99.74%)

を母数とし、なしと回答した 1 件 (0.26%) のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値 8 年、最低 4 年から最高 8 年、支給金額は中央値 198,000 円、最低 35,900 円から最高 269,000 円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上 275 件 (72.94%)、次いで年齢制限なし 80 件 (21.22%)、3 歳以上 3 件 (0.80%) で、その他には中学生以上が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害で等級を問わないが 332 件 (88.06%) で、次いで視覚障害 2 級以上 29 件 (7.69%)、視覚聴覚重複障害の 1 件 (0.27%) と基準が示されていた。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、11 件 (2.92%)、支給していないと回答したのは 313 件 (83.02%) で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値 198,000 円、最低 198,000 円から最高 198,000 円となった。加えて、同一種目の中で 2 台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが 22 件 (5.84%)、認めていないが 276 件 (73.21%) となった。拡大読書器については、市区町村による規定に差異が多く、例えば、一世帯 1 台支給となっているところもあれば、一人 2 台支給となっているところもあった。また、医師の意見書があれば、等級が低くても支給対象になるケースや据え置き型と携帯型の同時支給をしているケースもみられた。

c. 点字ディスプレイの支給基準の実態

点字ディスプレイに関して、支給ありと回答した市区町村 376 件 (99.47%) を母数とし、なしと回答した 2 件 (0.53%) のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値 6 年、最低 5 年から最高 10 年、支給金額は中央値 383,500 円、最低 100,000 円から最高 430,000 円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、年齢制限なし 163 件 (43.35%)、次いで 18 歳以上 115 件 (30.59%)、学齢児以上 58 件 (15.43%) で、その他には 3 歳以上、10 歳以上、中学生以上のようなものが含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚聴覚の重複障害 224 件 (59.57%) で、次いで視覚障害 2 級以上 142 件 (37.77%)、視覚障害で等級を問わないが 9 件 (2.39%) でその他にはパソコン本体を所持しており、すでに点字の読み書きができる視覚障害と聴覚障害の重複障害者であることを規定している記述が多くみられた一方で、学習上、社会参加をする上で必要性が認められた場合には、視覚障害のみでも支給するとしている規定もみられた。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、10

件(2.66%)、支給していないと回答したのは316件(84.04%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値383,500円、最低383,500円から最高383,600円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが19件(5.05%)、認めていないが275件(73.14%)となった。

d. 点字タイプライターの支給基準の実態

点字タイプライターに関して、支給ありと回答した市区町村376件(99.47%)を母数とし、なしと回答した2件(0.53%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値5年、最低5年から最高6年、支給金額は中央値63,100円、最低56,790円から最高160,000円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上300件(79.79%)で、次いで年齢制限なし64件(17.02%)であった。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上360件(95.74%)で、次いで視覚聴覚重複障害の5件(1.33%)、視覚障害で等級を問わないが4件(1.06%)で、その他には点字の読み書きができることを前提とし、視覚障害2級以上の学齢から大人までが支給対象としているところが多かった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、11件(2.93%)、支給していないと回答したのは318件(84.57%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値63,100円、最低63,100円から最高63,100円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが19件(5.05%)、認めていないが277件(73.67%)となった。

e. 盲人用ポータブルレコーダーの支給基準の実態

盲人用ポータブルレコーダーに関して、支給ありと回答した市区町村374件(99.20%)を母数とし、なしと回答した3件(0.80%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値6年、最低4年から最高8年、支給金額は中央値85,000円、最低35,000円から最高99,800円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上が289件(77.27%)、次いで、年齢制限なし69件(18.45%)、その他には18歳以上2件(0.53%)が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上353件(94.39%)で、次いで視覚障害の等級を問わない10件(2.67%)、視覚聴覚の重複障害2件(0.53%)であった。修理に関して、修理費を支給していると回

答したのは、11件(2.94%)、支給していないと回答したのは317件(84.76%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値85,000円、最低35,000円から最高87,550円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが21件(5.61%)、認めていないが276件(73.80%)となった。また、備考での起債としてレコーダーは、拡大読書器や文章読み上げ装置などの区分とともに合算して扱うところもみられた。

f. 聴覚障害者用情報受信装置の支給基準の実態

聴覚障害者用情報受信装置に関して、支給ありと回答した市区町村374件(99.20%)を母数とし、なしと回答した3件(0.80%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値6年、最低5年から最高10年、支給金額は中央値88,900円、最低50,000円から最高93,345円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、年齢制限なし271件(72.46%)、次いで学齢児以上23件(6.15%)、3歳以上15件(4.01%)であった。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、聴覚障害で等級を問わないが324件(86.63%)で、次いで聴覚障害2級以上23件(6.15%)であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、11件(2.94%)、支給していないと回答したのは310件(82.89%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値88,900円、最低71,000円から最高88,900円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが20件(5.35%)、認めていないが273件(72.99%)となった。

g. 視覚障害者用活字文書読上げ装置の支給基準の実態

視覚障害者用活字文書読上げ装置に関して、支給ありと回答した市区町村374件(99.20%)を母数とし、なしと回答した3件(0.80%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値6年、最低5年から最高10年、支給金額は中央値99,800円、最低15,000円から最高207,900円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上276件(73.80%)、次いで年齢制限なし75件(20.05%)、18歳以上4件(1.07%)で、その他には3歳以上、中学生以上が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上351件(93.85%)、次いで、視覚障害で等級を問わないが15

件 (4.01%)、視覚聴覚重複障害の5件 (1.34%)であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、10件 (2.67%)、支給していないと回答したのは312件 (83.42%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値99,800円、最低99,800円から最高198,000円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが19件 (5.08%)、認めていないが274件 (73.26%)となった。備考では一世帯1台とするところや一人1台、一人2台支給など複数の基準が設けられていた。

h. 盲人用体温計 (音声式) の支給基準の実態

盲人用体温計 (音声式) に関して、支給ありと回答した市区町村372件 (98.67%)を母数とし、なしと回答した5件 (1.33%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値5年、最低5年から最高10年、支給金額は中央値9,000円、最低8,000円から最高18,000円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上260件 (69.89%)、次いで年齢制限なし83件 (22.31%)、18歳以上7件 (1.88%)で、その他には3歳上、中学生以上が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上362件 (97.031%)で、次いで視覚聴覚重複障害の3件 (0.81%)と視覚障害で等級を問わないが3件 (0.81%)で並んだ、その他には原則、視覚障害世帯であることと記述されているケースが多かった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、9件 (2.42%)、支給していないと回答したのは313件 (84.14%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値9,000円、最低9,000円から最高10,100円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが18件 (4.84%)、認めていないが276件 (74.19%)となった。

i. 聴覚障害者用通信装置の支給基準の実態

聴覚障害者用通信装置に関して、支給ありと回答した市区町村372件 (98.67%)を母数とし、なしと回答した5件 (1.33%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値5年、最低5年から最高8年、支給金額は中央値71,000円、最低10,000円から最高148,000円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上272件 (73.12%)、次いで年齢制限なし79件 (21.24%)、18歳以上3件 (0.81%)で、その他には3歳以上、中学生以上が含まれ

ていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、聴覚障害で等級を問わないが313件 (84.14%)で、次いで聴覚障害2級以上28件 (7.53%)、その他には原則、一世帯1台支給とし、手話通訳などのコミュニケーションに困難さがある場合を支給対象とするなどの備考記載がみられた。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、9件 (2.42%)、支給していないと回答したのは311件 (83.60%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値71,000円、最低35,000円から最高148,000円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが17件 (4.57%)、認めていないが275件 (73.92%)となった。

j. 盲人用体重計の支給基準の実態

盲人用体重計に関して、支給ありと回答した市区町村372件 (98.41%)を母数とし、なしと回答した5件 (1.32%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値5年、最低5年から最高10年、支給金額は中央値18,000円、最低9,000円から最高26,000円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、18歳以上122件 (32.80%)、次いで年齢制限なし120件 (32.26%)、学齢児以上92件 (24.73%)で、その他には中学生以上、3歳以上、19歳以上が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上363件 (97.58%)で、次いで、視覚障害で等級を問わないが3件 (0.81%)、視覚聴覚重複障害の2件 (0.54%)で、その他には原則として視覚障害世帯のみに1台の支給を認めていると記述が多くみられた。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、9件 (2.42%)、支給していないと回答したのは312件 (83.87%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値18,000円、最低18,000円から最高26,000円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが19件 (5.11%)、認めていないが275件 (73.92%)となった。

k. 聴覚障害者用屋内信号装置の支給基準の実態

聴覚障害者用屋内信号装置に関して、支給ありと回答した市区町村369件 (97.88%)を母数とし、なしと回答した8件 (2.12%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値10年、最低5年から最高10年、支給金額は中央値87,400円、最低75,600円から最高156,600

円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、年齢制限なし156件(42.28%)、次いで18歳以上143件(38.75%)、学齢児以上21件(5.69%)で、その他には3歳以上、中学生以上、19歳以上、20歳以上が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、聴覚障害2級以上344件(93.22%)で、次いで聴覚障害で等級を問わないが12件(3.25%)、視覚聴覚重複障害の1件(0.27%)であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、10件(2.71%)、支給していないと回答したのは310件(84.01%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値87,400円、最低87,000円から最高87,400円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが40件(10.84%)、認めていないが274件(74.25%)となった。また、備考に記載されたこととして、以下のような内容があった。支給対象の制限として、世帯全員が聴覚障害者であることや昼間4時間以上独居の時間がある者などの規定を設けているところもあった。また、複数台購入に関しては、支給上限金額内でかつ耐用年数以内であれば複数台支給を認めているとの記述がみられた。

1. 電磁調理器の支給基準の実態

電磁調理器に関して、支給ありと回答した市区町村367件(97.61%)を母数とし、なしと回答した9件(2.39%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値6年、最低5年から最高10年、支給金額は中央値41,000円、最低6,400円から最高45,100円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、18歳以上189件(51.50%)、次いで年齢制限なし119件(32.43%)、学齢児以上9件(2.45%)で、その他には中学生以上、3歳以上、20歳以上、18歳以上65歳未満が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上353件(96.19%)で、次いで、視覚障害で等級を問わないが2件(0.54%)、視覚聴覚重複障害の1件(0.27%)、その他には原則として一世帯1台、視覚障害世帯のみとしている記述が多くみられた。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、8件(2.18%)、支給していないと回答したのは311件(84.74%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値41,000円、最低7,000円から最高41,000円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めて

いるが21件(5.72%)、認めていないが273件(74.39%)となった。

m. 歩行時間延長信号機用小型送信機の支給基準の実態

歩行時間延長信号機用小型送信機に関して、支給ありと回答した市区町村364件(96.81%)を母数とし、なしと回答した12件(3.19%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値10年、最低5年から最高10年、支給金額は中央値7,000円、最低6,300円から最高100,000円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上283件(77.75%)、次いで年齢制限なし62件(17.03%)、18歳以上4件(1.10%)で、その他には3歳以上、中学生以上、20歳以上のようなものが含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上350件(96.15%)で、次いで、視覚障害で等級を問わないが5件(1.37%)、視覚聴覚重複障害の4件(1.10%)であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、9件(2.47%)、支給していないと回答したのは305件(83.79%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値7,000円、最低7,000円から最高7,000円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが17件(4.67%)、認めていないが270件(74.18%)となった。

n. 障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトの支給基準の実態

障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトに関して、支給ありと回答した市区町村356件(94.93%)を母数とし、なしと回答した19件(5.07%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値5年、最低2年から最高10年、支給金額は中央値100,000円、最低50,000円から最高251,000円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上146件(41.01%)、次いで年齢制限なし145件(40.73%)、18歳以上10件(2.81%)、3歳以上4件(1.12%)で、その他には3歳以上、10歳以上が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上301件(84.55%)で、次いで、視覚障害で等級を問わないが37件(10.39%)で、視覚聴覚重複障害の3件(0.84%)であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、9件(2.53%)、支給していないと回答したのは297件(83.43%)で、支給している市区町村に支給金額を尋

ねたところ、中央値 100,000 円、最低 100,000 円から最高 150,000 円となった。加えて、同一種目の中で 2 台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが 63 件 (17.70%)、認めていないが 262 件 (73.60%) となった。本種目に関しては、市区町村ごとに詳細な規定を設けているところが多くみられた。具体例としては、原則としてパソコン本体を所持していることやパソコン本体への支給は実施しないこと、アプリやソフトウェアの購入に関して複数購入は認めないことや支給は一回のみとするなどの記載がみられた。

o. 点字図書の支給基準の実態

点字図書に関して、耐用年数について具体的な年数は 13 件の回答があり、中央値 1 年、最低 1 年から最高 6 年であった。具体的な支給金額については 6 件の回答があり、中央値 80,000 円、最低 20,000 円から最高 100,000 円であった。これ以降の質問項目は支給ありと回答した市区町村 343 件 (92.95%) を母数とし、なしと回答した 26 件 (7.05%) のデータを除いて記述統計を算出した。年齢制限に関しては、最も多いのは、年齢制限なし 216 件 (62.97%)、次いで学齢児以上 32 件 (9.33%)、18 歳以上 5 件 (1.46%) で、その他には 3 歳以上、首長が別に定めるとあった。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害で等級を問わないが 291 件 (84.84%) で、次いで視覚障害 2 級以上 10 件 (2.92%)、その他には首長が別に定めるといふ基準が示されていた。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、2 件 (0.58%)、支給していないと回答したのは 285 件 (83.09%) で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、回答はなかった。加えて、同一種目の中で 2 台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが 90 件 (26.24%)、認めていないが 251 件 (73.18%) となった。備考にあった記載では、日常生活用具給付事業とは別に枠を設けているところもあった。視覚障害者手帳 6 級以上から支給を認めているところもあり、一部では拡大文字やデイジー図書なども支給範囲に含まれているところもあった。

p. 視覚障害者用地上デジタル対応ラジオの支給基準の実態

視覚障害者用地上デジタル対応ラジオに関して、支給ありと回答した市区町村 159 件 (47.04%) を母数とし、なしと回答した 179 件 (52.96%) のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値 6 年、最低 5 年から最高 10 年、支給金額は中央

値 29,000 円、最低 8,000 円から最高 100,000 円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上 90 件 (56.60%)、次いで年齢制限なし 45 件 (28.30%)、18 歳以上 11 件 (6.92%) で、その他には 3 歳以上が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害 2 級以上 143 件 (89.94%) で、次いで、視覚障害で等級を問わないが 6 件 (3.77%)、視覚聴覚重複障害の 2 件 (1.26%) であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、3 件 (1.89%)、支給していないと回答したのは 138 件 (86.79%) で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値 64,500 円、最低 29,000 円から最高 100,000 円となった。加えて、同一種目の中で 2 台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが 7 件 (4.40%)、認めていないが 120 件 (75.47%) となった。

q. 盲人用血圧計 (音声式) の支給基準の実態

盲人用血圧計 (音声式) に関して、支給ありと回答した市区町村 160 件 (46.65%) を母数とし、なしと回答した 183 件 (53.35%) のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値 5 年、最低 5 年から最高 6 年、支給金額は中央値 15,000 円、最低 8,000 円から最高 24,170 円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、18 歳以上 59 件 (36.88%)、次いで年齢制限なし 48 件 (30.00%)、学齢児以上 35 件 (21.88%)、3 歳以上 2 件 (1.25%) で、その他には 40 歳以上、中学生以上が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害 2 級以上 151 件 (94.38%) で、次いで、視覚聴覚重複障害の 3 件 (1.88%)、視覚障害で等級を問わないが 1 件 (0.63%) で、その他に多くの場合、日常的に血圧を測定する必要性について医師の意見書が求められており、特に、40 歳未満の場合は意見書が支給決定の根拠資料として用いられていた。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、5 件 (3.13%)、支給していないと回答したのは 138 件 (86.25%) で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値 16,500 円、最低 15,000 円から最高 23,500 円となった。加えて、同一種目の中で 2 台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが 6 件 (3.75%)、認めていないが 124 件 (77.50%) となった。

r. スクリーンリーダーの点字化アプリケーション (ブレイルワークスネオ等) の支給基準の実態

スクリーンリーダーの点字化アプリケーション(ブレイルワークスネオ等)に関して、支給ありと回答した市区町村45件(14.56%)を母数とし、なしと回答した264件(85.44%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値5年、最低3年から最高10年、支給金額は中央値100,000円、最低40,000円から最高200,000円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上18件(40.00%)、次いで年齢制限なし13件(28.89%)で、その他には、3歳以上1件(2.22%)が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上28件(62.22%)で、次いで、視覚障害で等級を問わないが6件(13.33%)、視覚聴覚重複障害の1件(2.22%)であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、1件(2.22%)、支給していないと回答したのは43件(95.56%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値100,000円、最低100,000円から最高100,000円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが10件(22.22%)、認めていないが38件(84.44%)となった。また、備考には点字化アプリ単独での支給ではなく、パソコン周辺機器や点字情報端末の枠組みの一部として扱われていることが記述されていた。

s. 点字情報端末の支給基準の実態

点字情報端末に関して、支給ありと回答した市区町村39件(12.83%)を母数とし、なしと回答した265件(87.17%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値6年、最低5年から最高7年、支給金額は中央値383,500円、最低10,400円から最高383,500円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、年齢制限なし17件(43.59%)、次いで学齢児以上7件(17.95%)で、その他には18歳以上3件(7.69%)が含まれていた。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、視覚障害2級以上19件(48.72%)で、次いで、視覚障害で等級を問わないが7件(17.95%)、視覚聴覚重複障害の2件(5.13%)であった。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、4件(10.26%)、支給していないと回答したのは28件(71.79%)で、支給している市区町村に支給金額を尋ねたところ、中央値241,150円、最低10,400円から最高383,500円となった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが5件(12.82%)、認めていないが23件(58.97%)となった。点字

情報端末は、多くの場合、点字ディスプレイの種目に含まれている市区町村がほとんどで、加えて、パソコン周辺機器などとあわせて種目として扱っているところもみられた。

t. デジタル補聴援助システム(ロジャー等)の支給基準の実態

デジタル補聴援助システム(ロジャー等)に関して、支給ありと回答した市区町村11件(3.51%)を母数とし、なしと回答した302件(96.49%)のデータを除いて記述統計を算出した。耐用年数は中央値6年、最低5年から最高6年、支給金額は中央値38,200円、最低38,200円から最高360,000円であった。年齢制限に関しては、最も多いのは、学齢児以上10件(90.91%)、次いで年齢制限なし1件(9.09%)であった。障害者手帳の等級に関する基準では、最も多かったのは、聴覚障害4級以上9件(81.82%)で、次いで聴覚障害2級以上1件(9.09%)と基準が示されていた。修理に関して、修理費を支給していると回答したのは、0件(0.00%)、支給していないと回答したのは7件(63.64%)であった。加えて、同一種目の中で2台支給を認めているか尋ねたところ、認めているが0件(0.00%)、認めていないが7件(63.64%)となった。また、備考に記載されたこととして、以下のような内容があった。補聴援助機器は、補装具費支給制度で対応している。日常生活用具制度では対象外であるが、特例補装具として給付される場合がある。

【耐用年数に関する実態の特徴】

ここでは、それぞれの種目について、耐用年数の中央値及び範囲を図で示した(図2)。これをみると、盲人用時計と障害者用パーソナルコンピューター周辺機器とアプリケーションソフトの2種目が特に耐用年数のばらつきがあり、最低2年、最長10年と自治体によって5倍の差があることがわかる。点字タイプライターは最低5年、最長6年とばらつきが少ないが、他は最低と最長で2倍の差がある種目が多数であることがわかる。

【支給金額上限に関する実態の特徴】

ここでは、それぞれの種目について、支給金額上限の中央値及び範囲を対数で示した(図3)。これをみると、特に視覚障害者用活字文書読み上げ装置、聴覚障害者用情報通信装置、歩行時間延長信号機用小型送信機の3つが支給金額上限のばらつきが大きいことがわかる。

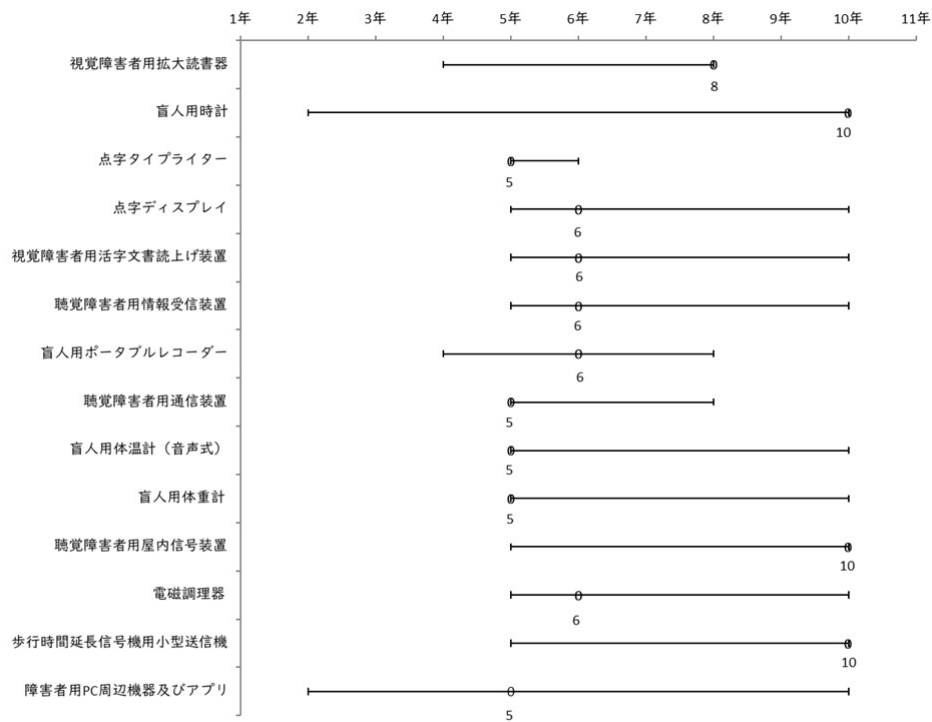


図2：種目別にみた耐用年数の特徴

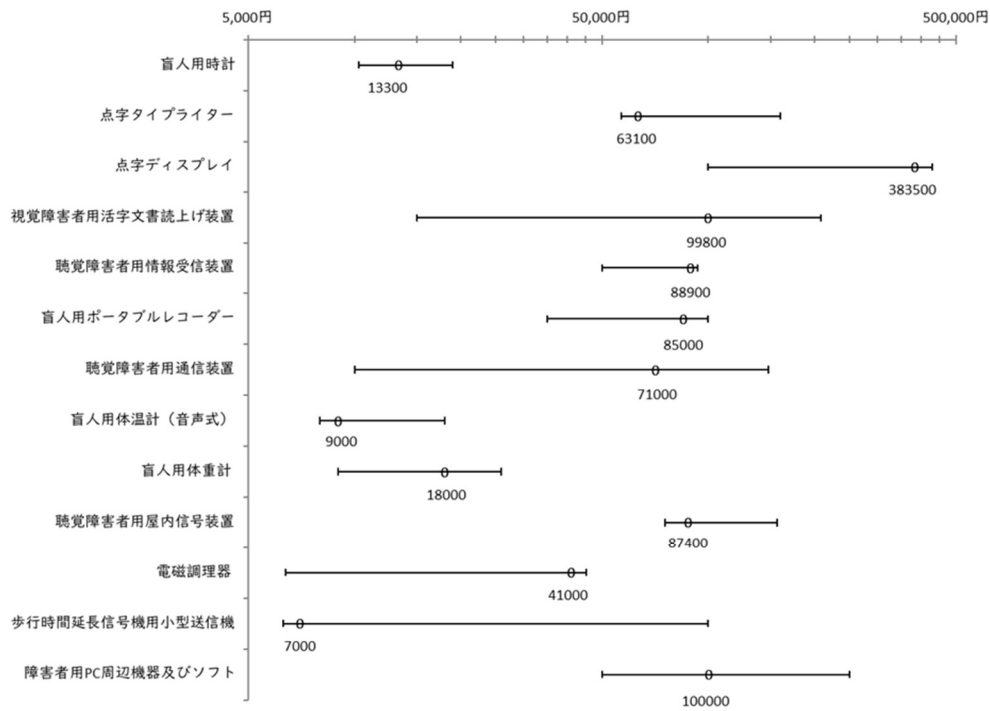


図3：種目別にみた支給金額上限の特徴

【年齢制限のグラフ】

ここでは、それぞれの種目について、年齢制限の割合を積み上げ棒グラフで示した（図4）。これをみると、聴覚障害者用情報受信装置は年齢制限を設けていない自治体が多

の種目よりも多いことがわかる。また、18歳未満への支給を制限している自治体が比較的多い種目は盲人用時計、点字ディスプレイ、盲人用体重計、聴覚障害者用屋内信号装置、電磁調理器であることがわかる。

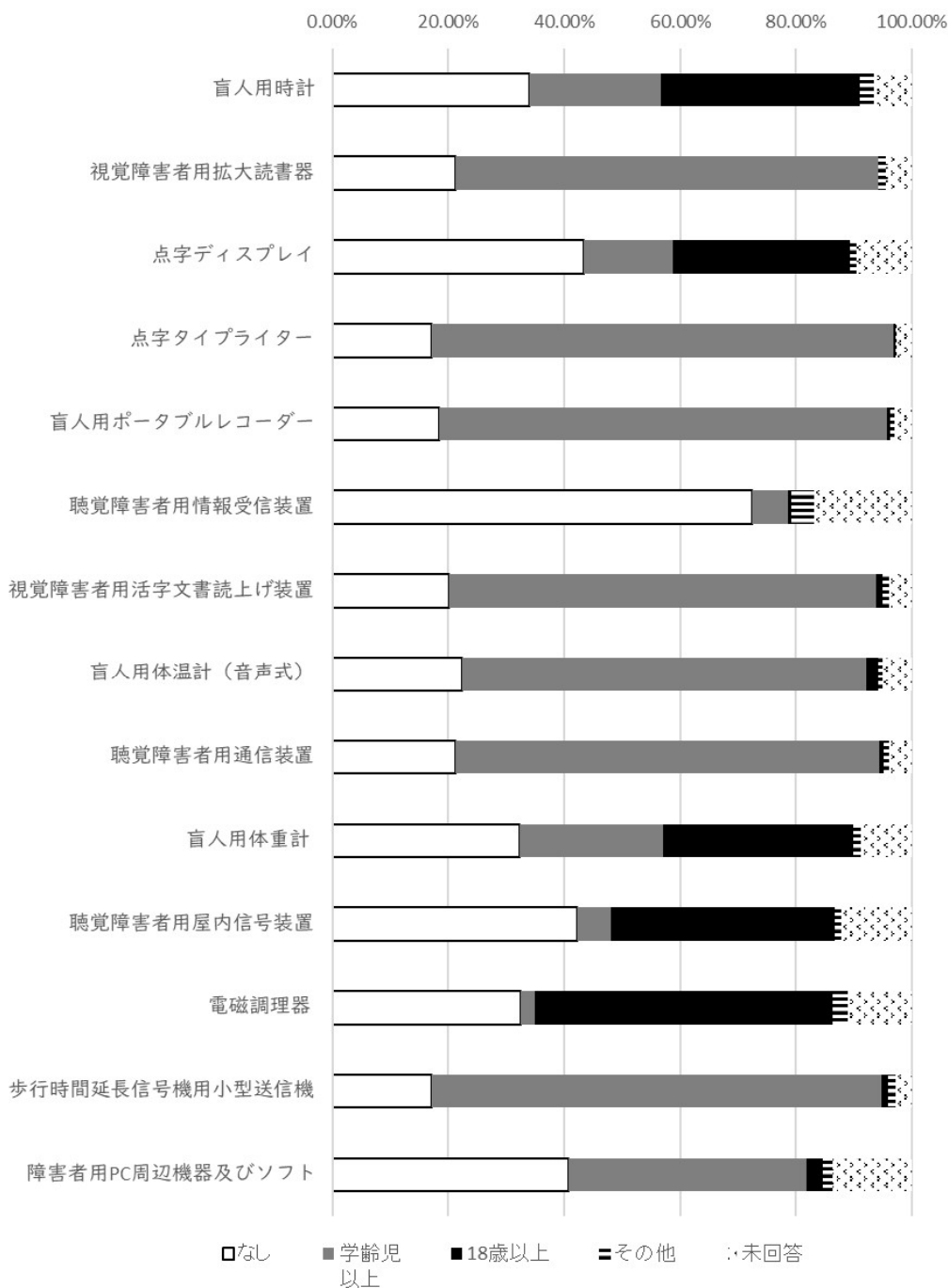


図4：種目別にみた年齢制限の特徴

(3) その他に含まれる日常生活用具として指定されている種目について

上記(問2)で尋ねた日常生活用具以外に、日常生活用具として指定しているものがあるかをたずねたところ、表1のような回答が得られた。なかには、問2に含まれる拡大読書器などが含まれているが、回答者

の認識をそのまま実態として反映するために掲載している。

日常生活用具として、タブレットなどの一般的に使用されているものを指定しているところや防災対策としての日常生活用具を指定しているユニークな取り組みもあった。

表1 その他として日常生活用具に指定されている種目一覧

自動消火器・自動消火装置	障害者用防災ベスト	地震防災用具
火災警報器・火災報知器	障害者用防災リュック	緊急通報装置
ハーネス(盲導犬用)	障がい者用電話	点字器
音声標識ガイド装置	点字読書	点字新聞
音声炊飯ジャー※ニュー福祉機器	視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害者用湿度温度計(音声式)
デジタル録音図書読書機	音響案内装置	音声コンパス
点字毎日	点字プリンター	色めがね
視覚障害者用誘導装置	大活字図書・視覚障がい者用大活字図書	ガスコンロ用地震感知安全装置
電子式歩行補助具(パームソナー)・障害物感知センサー(パームソナー)	視覚障害者用ポータブルレコーダー(デイジー録音再生機又はデイジー再生機と別に規定している)	パーソナルコンピューター(デスクトップ型・ノートブック型・タブレット型)
視覚障害者用音声色彩識別装置	視覚障害者用暗所視支援眼鏡	視覚障害者用音声色柄認識装置
視覚障がい者用物品識別装置	視覚障がい者用テープレコーダー・CDラジカセ	外出補助用具(懐中電灯)
眼鏡装着型文書読上げ装置	視覚障がい者生活支援用具	音声ガイド付き携帯電話
視覚障害者用装着型音声読書器	視覚障害者用電子式歩行補助用具	視覚障害者用音声コード読み上げ補助アダプタ
DAISY図書	拡大鏡	視覚障害者住宅リフォーム
物品認識用具	視覚障がい者用血糖値測定器	音声キッチンスケール
視覚障害者用小型拡大読書器	音声血圧計※ニュー福祉機器での支給	音声タグレコーダー
眼鏡型文字読上げ器	人工内耳音声信号処理装置	聴覚障害者用印字型通信装置
体温計(振動式)	聴覚障害者用映像型通信装置	フラッシュベル
文字放送ラジオ	人工内耳用イヤモールド	補聴器用電池
サウンドマスター	音声拡張器・助聴器	ファックス(貸与)
軽度・中等度難聴児への補聴器購入助成	聴覚障害者用情報受信装置用電池(空気垂鉛電池、充電電池)	聴覚障害者用コミュニケーションツール
聴覚障害者用屋内信号灯	聴覚障害者用目覚時計	火災警報器(連動型)
聴覚障害者用映像型通信装置	人工内耳用電池・充電電池等(カバーシール等を含む)	聴覚障害者用お知らせアラーム

聴覚障害者用携帯信号装置	聴覚障がい者用体温計	福祉電話（貸与）
聴覚障害者用火災警報器	聴覚障がい者用時計	携帯用会話補助装置
電話音量増幅器	聴覚障がい者用情報受信装置	見えるラジオ

（４）日常生活用具の種目指定について

日常生活用具については、平成18年の障害者自立支援法施行に伴い、支給する具体的な種目や基準額等を国ではなく市町村が定める必要があることについて、理解していると回答したのは370件（97.88%）、理解していないと回答したのは7件（1.85%）、未回答が1件（0.26%）であった。このうち、未回答を除くと、理解しているのは370件（98.14%）、理解していないが7件（1.86%）となった。

（５）日常生活用具の種目の見直し頻度について

日常生活用具の見直しの頻度について尋ねたところ、随時行っているが262件（69.31%）、1年に1回が21件（5.56%）、2年に1回が4件（1.06%）、5年に1回が12件（3.17%）、これまでに見直しを行ったことはないが45件（11.90%）、その他が33件（8.73%）であった（図5）。その他には、県や市区町村のガイドライン変更時にあわせて実施や近隣市区町村の見直し時期にあわせて実施、見直しの実施状況についてはわからない、これまで1度のみ実施したことがあるなどが含まれていた。

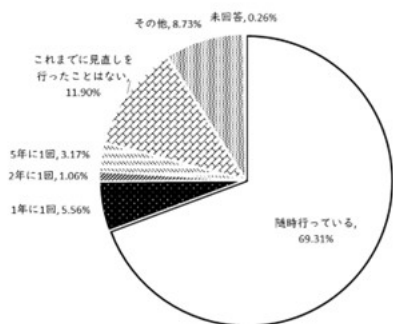


図5：日常生活用具の種目の見直し頻度の分布

（６）基準額の見直し頻度について

日常生活用具の基準額の見直しの頻度について尋ねたところ、随時行っているが218件（57.67%）、1年に1回が16件（4.23%）、2年に1回が2件（0.53%）、5年に1回が9件（2.38%）、これまでに見直しを行ったことはないが67件（17.72%）、わからないが3件（0.79%）、その他が33件（8.73%）であった（図6）。その他には、近隣自治体とあわせて実施しているや見直しは行方が

頻度は定めていない、県のガイドラインが変更されたとき、用具の金額が値上がりをしたとき、消費税改定時、過去に一度だけ実施、新しい商品が販売され要望が多い場合、見直しを行ったが基準額の変更には至っていないなどがあげられていた。

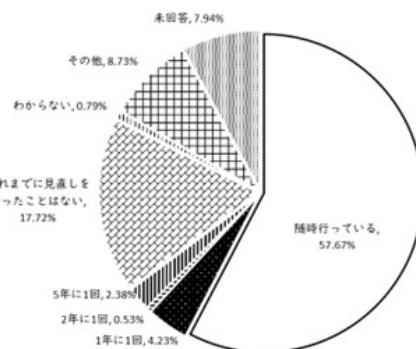


図6：日常生活用具の基準額の見直し頻度の分布

（７）見直しを実施する際の困難や課題について

まず、日常生活用具の見直しを実施したことのあると回答した市区町村に対して、見直しを実施する際に困難に感じていることについて自由記述で回答を求めたところ、下記のような回答が得られた。

- ・新しい日常生活用具に関する情報収集に難しさを感じている
- ・新規種目の採用基準がないこと
- ・日常生活用具に該当するかどうか分からないこと
- ・日常生活用具としてすでに指定しているものが一般に普及しているものであったとき
- ・基準額の算定のための根拠がないこと
- ・当事者団体などからの要望に対して、公平性を保ちながら見直しを実施することが難しいこと
- ・要望と予算との調整が難しいこと
- ・種目の追加には、財政部門との調整に時間がかかり困難を感じたこと
- ・基準額の見直しにおいて予算をたてるための見込まれる需要がわからないこと
- ・基準額や新規種目の採用などにおいて、周辺市区町村と連携しながら調整すること
- ・周辺市区町村の実施状況を調べるために時間がかかったこと

- ・周辺市区町村が日常生活用具として指定していない種目を新たに採用することは難しいこと
- ・要綱の改定手順に関するガイドラインがないこと
- ・人員不足により見直しをすることが難しいこと
- ・日常生活用具に関する職員の知識が乏しいために情報収集や様々な検討をする上で時間がかかること

(8) 見直しの必要性と課題について

これまで日常生活用具の見直しを一度も行ったことがないと回答した 92 件の市区町村に対して、日常生活用具の見直しの必要性を感じるかについて尋ねたところ、はい 77 件(83.70%)、いいえ 10 件(10.87%)であった(未回答 5 件)。

次に、日常生活の見直しの必要性があると回答した市区町村に対して、見直しを実施する上で困難に感じることを自由記述で回答を求めたところ、下記のような回答が寄せられた。

- ・見直しの基準額の根拠がわからないため、見直しが難しい
- ・新商品が開発される中で多機能なものも多く、どこまで日常生活用具として判断してよいかかわからない
- ・新しい種目を追加する際に、基準額・耐用年数・対象の基準など、それぞれの項目で何を根拠に決定すればよいかかわからない
- ・物価変動をどのように基準額に反映させればよいかかわからない
- ・物価高騰による要望は多数寄せられているが国から基準が示されていないため、見直しができない
- ・物価高騰による当事者団体などからの要望も多く寄せられているが、中核都市の見直し状況にあわせて実施するため、見直しは先送りになっている
- ・見直しを行っても予算の確保ができないため、見直しが難しい
- ・周辺市区町村と足並みをそろえる必要があり、見直しが難しい
- ・周辺市区町村との差が生じないように調整したり、情報収集したりすることが難しい
- ・周辺市区町村が見直しを行ったときにと考えており、それは周辺市区町村も同様の考えのようで、結果的に見直しが行われていない
- ・広域で基準を決定しているため、単独市区町村での見直しができない
- ・対象者が少ないため、ニーズの把握が難しい
- ・職員不足により見直しを実施する余力がない

・職員に専門的知識があるわけではないので、障害に応じた適切な見直し判断ができないため見直しが難しい

・見直しを経験したことがある職員がおらず、担当レベルでは何をどうしたらよいかもわからないため、見直しを実施することは難しい

・補装具のように、明確な基準がないため業務遂行に困難を感じている

次に、見直しの必要性を感じていないと回答した市区町村に対して、その理由を自由回答で求めた結果、下記のような記述が得られた。

・ニーズが少ないため、改定による波及効果も大きくないことから見直しは実施していない。

・現在の種目や基準額などで対応できているため。

・住民からの見直しの要望がないため。

・国及び都道府県からの補助金が年々減額されており、財源が確保できないため見直しは実施していない。

・種目の見直しの必要性すら市区町村では判断できないため。

(9) 盲ろう児者に対する日常生活用具の困難事例について

盲ろう児者に対して日常生活用具を支給する際に、困難に感じる事例があると回答したのは、58 件(15.34%)、ないと回答したのは 312 件(82.54%)、未回答は 8 件(2.12%)であった。このうち、未回答を除いたときの割合は、ある 84.32%、ない 15.68%であった。上記の質問で「ある」と回答した市区町村に対して、具体的な事例を自由記述で回答を求めた。その内容の一部を示した。

・耐用年数が経過していないにも関わらず、故障してしまい、修理が難しいことから再交付した事例があった。日常生活での使用頻度などがわからない中で、再交付するか否かの判断が難しいと感じた。

・耐用年数が過ぎていないが、OS のアップデートによる再交付申請があり、状況を鑑みて再交付をしたことがある。

・年々新しい商品が販売される中で、何が日常生活用具であるのか判断するために時間がかかる。

・対象要件に「視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯」と記されているときに、準ずる世帯であるかどうかの判断が難しい。

・窓口や電話で本人とコミュニケーションがとれないこと

・新生児、納品時などに、手話通訳が必要な場面があるが手話通訳はできないことで困難を感じる

・給付を希望された用具やアプリケーションソフトが厚生労働省告示で定める日常生活用具の要件を満たすものか判断が困難な場合がある。

・多機能な商品に関する申請があったときに、日常生活用具として判断してよいかどうか困難を感じることもある。

・対象者の人数が極めて少ないことから、ニーズの把握が難しいこと。

・日常生活用具として指定していた種目が製造中止となり、基準額内で対応ができないことがわかったため、見直しを行う費用がある。製造中止状態は、申請があつてから判明することが多く、ニーズに迅速に応じることができない。

・耐用年数や修理について要望があるが、これらにどのように対応してよいかわからない。

・日常生活用具として指定されているものに、一般の人にとっても便利な機能が付加されていることがあり、日常生活用具として判断してよいか悩むことがある。

・ほかに優先順位の高い日常生活用具の見直しがあり、いまだに見直し作業に着手できていない種目がある。

・ご本人から見積書を提出してもらったとき、担当職員はその現物を見たこともないため、本当に本人にとって必要であるものなのかの判断ができない。

・パソコン用アプリケーションについて、アプリケーション上の使用期限と要綱上の耐用年数に乖離があるケースの対応に苦慮している。

・盲ろう者の場合、商品の受け取り後に使えるようになるまでの支援も必要で、その調整を業者との間で実施することが難しい。

・そもそも、盲ろう者に適応可能な日常生活用具の種目が少ない。

・給付兼を送付してもご本人には見えないため、ケアマネに送付したことがある。

・代理店の数が減少しており、引き受けてくれる業者の数が年々減っていて支給自体が難しくなっている。

(10) 盲ろう者に対する情報提供の方法について

盲ろう者に対する情報提供の方法について尋ねた（複数回答あり）ところ、音声読み上げ対応のアクセシビリティに配慮したウェブページを通じて情報提供を行っているが142件（37.77%）、点字での情報提供を行っているが26件（6.91%）、拡大文字での情報提供を行っているが38件（10.11%）、手話による情報提供を行っているが101件（26.86%）、何も行っていないが113件（30.05%）、その他86件（22.87%）で、その他には、窓口で口頭や筆談で説明を行

っている、電話、FAX、メールなどで問い合わせがあったときに対応している、ダイジェスト版を作って情報提供している、障害者手帳交付の際に本人、あるいは、家族にガイドブックを渡している、盲ろう者は住民として住んでいないため何も行っていないなどが含まれていた。なお、この質問への未回答は2件（0.53%）で、未回答は除き、割合を算出した。

(11) 支給した日常生活用具の件数について

令和5年度（2023年度）に盲ろう者に対して日常生活用具の支給を行った件数について尋ねたところ、20件以上が52件（13.76%）、10件以上～20件未満が26件（6.88%）、1～10件未満が154件（40.74%）、0件が132件（34.92%）、その他が14件（3.70%）で、その他には、件数不明、盲ろう者の数を把握していないため件数の算出ができないなどが含まれていた。

(12) 日常生活用具に関する要望について

日常生活用具に関する制度について、要望があるか自由記述で尋ねたところ、下記のような回答が得られた。

・見直しを行うにあたり、周辺市区町村との格差が生じないように調整するために膨大な労力がかかるため、最低限の基準額や種目に関する基準を国や都道府県レベルで提示してほしい。

・本制度は地域生活支援事業に位置付けられているが、品目や基準額等の設定に地域性を出す趣旨にそぐわないと考えられる。補装具同様、品目や基準額を国が定める障害福祉サービスに位置付けて欲しい。それが難しければ、国で基準となる品目や基準額を示して欲しい。

・盲ろう者のように数が少ない対象者への支給は、判断が非常に難しいと感じているため事例集のような参考資料がほしい

・「〇〇用装置」といった分類では、具体的にどの用具が対象となるのかが自治体や担当者によっても幅が出るので、具体的な分類（実際に販売されている商品分類）を国が想定しているのか示してほしい。（例：聴覚障害者用情報通信装置→FAX、またはテレビ電話など）

・厚生労働省より、地域生活支援事業の市町村必須事業として定められているが、実績額に対して補助金が満額交付されないため、財政的負担が大きく、対象種目の追加や基準額の見直しを定期的に行うことが難しい。

・国や県で主導的に基準額の調査・研究を行い、自治体に提供いただくと、金額の妥

当性が判断できるため、定期的な実態調査をその結果の開示をしてほしい

- ・ 財政部局との調整において根拠となるような、価格改定等の指針等について提示してもらえると見直しが円滑に進む

- ・ 自治体毎に格差が生じている。国や県が主導して方針を決めるべきと考える。

- ・ 各市町村での要綱の取り扱いで、居住地特例を採用しているところと採用していないところがあり、対応に苦慮する場合がある。

- ・ 市で負担する額が多いこともあり、取り入れる種目に限界があるため、自由度が少ない。

- ・ 日常生活用具の見直しに当たっては、多くの市町村において問6で回答した種目の選定、基準額の妥当性、給付対象者の設定、耐用年数の設定について困難に感じていることと思われるため、現行の厚生労働省の告示以上に明確な基準があると良いのではないかと。

- ・ 国の予算の範囲内での補助となっている。その結果、当事業への歳入が全く担保されておらず、見直しのための歳出増の予算要求が困難となっているため、国の財政措置に対して改善を要望する。

D. 研究考察

(1) 日常生活用具の支給種目の実態と偏在性

本調査により、視覚障害・聴覚障害者に対して広く支給されている日常生活用具種目がある一方で、盲ろう者にとって重要な種目であるスクリーンリーダーの点字化アプリケーションや点字情報端末、デジタル補聴援助システムの支給率が極めて低い実態が明らかとなった。スクリーンリーダーの点字化アプリケーション(14.56%)、点字情報端末(12.83%)、デジタル補聴援助システム(3.51%)は、社会参加に不可欠であるにもかかわらず、支給対象として十分に認識・整備されていない。これは、支給制度が単一障害者を前提とした構造に依拠しているためであり、重複障害である盲ろう者のニーズを捉えきれない可能性が高い。

(2) 支給基準・耐用年数・修理対応における制度の不統一性

種目ごとに設定されている耐用年数、支給金額、年齢制限、障害等級要件などの支給基準には、自治体間で大きなばらつきが確認された。特に点字ディスプレイにおいては、支給の根拠が「視覚障害2級以上」とされる自治体もあれば、「視覚聴覚の重複障害者に限る」とする自治体もある。耐用年数は5~10年、支給金額は10万円から40万円超と、同一種目でありながら支給条件に顕

著な格差が存在する。また、修理費の支給はほとんどの自治体で実施されておらず、使用中の故障時に再支給の可否判断が困難になる例も見受けられた。これは、盲ろう者にとっての継続的な機器使用が制度的に不安定であることを示している。

(3) 種目指定・見直しに関する実務上の困難

市区町村が独自に種目や基準額を定める制度設計の下では、見直しに際して職員に高度な判断と調整が求められる。調査結果によれば、多くの自治体が「随時」見直しを行っているという回答したが、その実態は近隣市区町村との調整依存であり、制度的な再評価ではなく消極的な横並び対応に留まっていることが示唆された。特に、「見直したことがない」自治体においては、物価変動や機器の技術進化への対応が困難であることが指摘され、機器の適時な導入・更新が進んでいない。

(4) 支給判断と運用上の困難—盲ろう者に特化した事例から

盲ろう者への支給において具体的な困難を経験したとする自治体は少数であるが、そこに示された事例からは、制度運用上の複雑さが浮かび上がる。特に、高額機器の故障やソフトウェアの更新に対応するための再支給可否の判断、種目の曖昧さ、製造中止への対応、利用者との意思疎通の困難など、多くの場面で判断基準・支援体制・技術理解の不足が重なっており、支援の実効性に大きく影響している。対象者数が少ないために標準的対応が整わないという構造的制約も繰り返し示されている。

(5) 情報提供体制にみる制度の準備不足

盲ろう者に対する情報提供手段は、「音声読み上げ対応ウェブページ」が最も多く、次いで手話、拡大文字、点字と続くが、「何も行っていない」とした自治体が30%を超えていた。その他、個別対応(口頭、FAX、メール)に依存する例も多く、制度的に標準化された情報保障は整備されていない。これは、自治体が「対象者がいない」と判断した場合に支援体制構築を後回しにする傾向にあり、予防的な整備という観点が欠如していることを示している。

(6) 支給件数の少なさと制度の接近可能性

令和5年度の支給件数に関しては、「1~10件未満」が最多であり、「0件」とする自治体も35%に上った。これは、盲ろう者の絶対数の少なさを反映している側面もあるが、それ以上に、制度の存在・内容・申請

方法・判断基準が十分に周知されておらず、対象者のニーズが制度に結びついていない可能性を示している。特に高額機器を対象とする場合には、あらかじめ予算化していなければ対応が困難であるという声もあり、制度の予測的運用が求められているにもかかわらず、実態としては事後的・個別的対応に終始している点が課題である。

(7) 制度に対する市区町村の要望にみる構造的制限

自由記述に寄せられた制度改善への要望からは、以下のような構造的問題が明確となった。

- ・種目分類が抽象的で判断に時間がかかる
- ・財政補助が実績ベースであるため予算が確保できない
- ・周辺市区町村との調整負担が大きい
- ・見直しの根拠や価格設定の判断資料が不足している
- ・対象者数が少ない種目を自治体単位で制度化するのは困難

これらの要望は、支援制度の理念と実際の制度設計との間にある構造的な矛盾や非対称性を明示するものであり、制度の持続可能性や公平性の確保にとって大きな課題である。

E. 結論

本研究では、盲ろう児者に対する日常生活用具支給制度の現状と課題を、市区町村の運用実態調査および盲ろう当事者への聞き取り調査を通じて明らかにした。これらの結果から、以下のような複合的な制度上の課題が浮かび上がった。

第一に、耐用年数の設定や基準額、対象機器の選定において自治体間の判断が分かれており、居住地によって受けられる支援に著しい格差が生じていることが確認された。特に物価の変動や機器の技術進化に制度が追いつかず、見直しの実施にも多大な労力がかかることから、機器の更新が適切な時期に行われていない実態が示された。

第二に、年齢制限や障害者手帳の等級基準の設定が自治体ごとに異なっており、学齢児への支給や重複障害者への配慮が制度的に担保されていない。高額な点字ディスプレイや情報機器など、社会参加に直結する機器については、予算措置がなされていなければそもそも支給が不可能であるという構造も明らかとなった。

第三に、市区町村の現場では、極めて少人数の盲ろう者への対応が後回しにされやすく、機器の必要性を理解するだけの知識・経験が担当者に蓄積されにくい。これは、人事異動を前提とした行政組織の構造と密接に関係しており、中長期的に制度運用や見直

しを担う専門性の育成が極めて困難な状況にある。

第四に、自治体自身も制度改善への意欲は持っているものの、判断根拠となる基準や価格指針、周辺自治体との格差調整のための支援が乏しいため、実質的に制度の更新・改善が停滞している。とくに盲ろう者のような複合的ニーズを持つ対象に対しては、個別性の高い判断が求められるが、その支援体制が制度的に欠如している。

以上のように、現行制度は制度の存在自体ではなく、それを継続的かつ公平に運用するための専門性・財政性・統一性を欠いていることが、盲ろう者への支援実現を困難にしている根本要因であると考えられた。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

資料1：本調査にご協力いただいた市区町村の一覧

下記は本調査にご協力いただいた市区町村の一覧である。情報は回答に基づき作成した。

都道府県	市町村名	担当課	電話番号
北海道	恵庭市	障がい福祉課	0123-33-3131
北海道	滝川市	福祉課	0125-28-8022
北海道	赤平市	社会福祉課	0125-32-2216
北海道	岩見沢市	福祉課	0126-35-4112
北海道	美唄市	地域福祉課	0126-62-3148
北海道	小樽市	福祉保健部 福祉総合相談室 障害福祉グループ	0134-32-4111
北海道	倶知安町	福祉医療課 社会福祉係	0136-55-6115
北海道	八雲町	保健福祉課	0137-64-2111
北海道	木古内町	保健福祉課 保健推進グループ	0139-22-2122
北海道	福島町	福祉課	0139-47-4682
北海道	伊達市	社会福祉課	0142-82-3193
北海道	室蘭市	障害福祉課	0143-25-1155
北海道	安平町	健康福祉課福祉グループ	0145-29-7071
北海道	日高町	子育て健康課	01456-2-6183
北海道	清里町	保健福祉課 福祉介護グループ	0152-25-3847
北海道	小清水町	保健福祉課福祉介護係	0152-62-4473
北海道	釧路市	障がい福祉課	0154-23-5201
北海道	幕別町	福祉課	0155-54-6612
北海道	芽室町	健康福祉課 障がい福祉係	0155-62-9723
北海道	北見市	保健福祉部 障がい福祉課	0157-25-1136
北海道	稚内市	社会福祉課	0162-23-6453
北海道	名寄市	社会福祉課	01654-3-2111
青森県	青森市	障がい者支援課	017-734-5327
青森県	大鰐町	保健福祉課	0172-55-6568
青森県	五所川原市	福祉政策課	0173-35-2111
青森県	深浦町	福祉課	0173-74-2117
青森県	むつ市	総合福祉課	0175-22-1111
青森県	野辺地町	介護・福祉課	0175-64-2111
青森県	横浜町	福祉課	0175-78-2111
青森県	六戸町	福祉課	0176-55-3111

青森県	五戸町	福祉課	0178-62-2111
秋田県	潟上市	社会福祉課	018-853-5314
秋田県	秋田市	福祉保健部障がい福祉課	018-888-5663
秋田県	能代市	福祉課	0185-89-2153
秋田県	小坂町	福祉課	0186-29-3925
秋田県	大仙市	社会福祉課	0187-63-1111
岩手県	田野畑村	健康福祉課	0194-33-3102
岩手県	軽米町	健康福祉課	0195-46-4736
岩手県	岩手町	健康福祉課	0195-62-2111
岩手県	金ヶ崎町	保健福祉センター 福祉係	0197-44-4560
岩手県	北上市	福祉部 障がい福祉課	0197-72-8214
岩手県	西和賀町	健康福祉課	0197-85-3412
岩手県	花巻市	障がい福祉課	0198-41-3581
宮城県	登米市	生活福祉課	0220-58-5552
宮城県	岩沼市	社会福祉課	0223-23-0509
宮城県	白石市	福祉課	0224-22-1400
宮城県	村田町	健康福祉課	0224-83-6402
宮城県	美里町	健康福祉課	0229-32-2946
宮城県	加美町	保健福祉課 障害福祉係	0229-63-7871
山形県	村山市	福祉課	0237-55-2111
山形県	川西町	福祉介護課	0238-44-6635
福島県	伊達市	社会福祉課	024-575-1274
福島県	郡山市	障がい福祉課	024-924-2381
福島県	喜多方市	社会福祉課	0241-24-5276
福島県	湯川村	住民課	0241-27-8810
福島県	柳津町	町民課	0241-42-2118
福島県	南相馬市	社会福祉課	0244-24-5241
福島県	飯舘村	健康福祉課	0244-42-1633
福島県	棚倉町	健康福祉課	0247-33-2117
福島県	三春町	保険福祉課	0247-62-3166
福島県	白河市	社会福祉課	0248-28-5517
福島県	矢吹町	保健福祉課	0248-44-2300
福島県	天栄村	健康福祉課	0248-82-2115

新潟県	南魚沼市	福祉課	025-773-6667
新潟県	五泉市	健康福祉課	0250-43-3911
新潟県	阿賀野市	社会福祉課	0250-61-2476
新潟県	聖籠町	保健福祉課	0254-27-6511
新潟県	新発田市	社会福祉課	0254-28-9251
新潟県	胎内市	福祉介護課障がい福祉係	0254-43-6111
新潟県	三条市	福祉課	0256-34-5408
新潟県	燕市	社会福祉課	0256-77-8172
新潟県	柏崎市	福祉課	0257-21-2299
新潟県	小千谷市	福祉課	0258-83-3517
長野県	売木村	住民課	0260-28-2311
長野県	長野市	障害福祉課	026-224-8382
長野県	安曇野市	障がい者支援課	0263-71-2083
長野県	飯島町	健康福祉課	0265-86-3111
長野県	諏訪市	社会福祉課	0266-52-4141
長野県	小諸市	福祉課	0267-22-1700
群馬県	前橋市	障害福祉課	027-220-5711
群馬県	安中市	福祉課	027-382-1111
群馬県	藤岡市		0274-22-1211
群馬県	富岡市	福祉課	0274-62-1511
群馬県	太田市	障がい福祉課	0276-47-1828
群馬県	館林市	社会福祉課	0276-47-5128
群馬県	昭和村	健康福祉課	0278-25-3285
群馬県	片品村	保健福祉課	0278-58-2115
群馬県	渋川市	地域包括ケア課	0279-22-2359
栃木県	宇都宮市	障がい福祉課	028-632-2363
栃木県	さくら市	福祉課	028-681-1161
栃木県	栃木市	保健福祉部障がい福祉課	0282-21-2204
栃木県	大田原市	福祉課	0287-23-8921
栃木県	那須町	保健福祉課	0287-72-6917
茨城県	城里町	健康福祉課	029-353-7265
茨城県	阿見町	社会福祉課	029-888-1111
茨城県	筑西市	障がい福祉課	0296-24-2105

茨城県	結城市	社会福祉課	0296-34-0438
茨城県	下妻市	福祉課	0296-43-8352
茨城県	笠間市	社会福祉課	0296-77-1101
茨城県	坂東市	社会福祉課	0297-21-2190
茨城県	守谷市	健幸長寿課	0297-45-1111
茨城県	つくばみらい市	社会福祉課	0297-58-2111
茨城県	利根町	福祉課	0297-68-2211
茨城県	つくば市	福祉部障害福祉課	0298-83-1111
茨城県	稲敷市	社会福祉課	0298-92-2000
茨城県	石岡市	社会福祉課	0299-23-5569
茨城県	かすみがうら市	社会福祉課	0299-59-2111
東京都	豊島区	障害福祉課	03-3981-2141
東京都	墨田区	福祉保健部 障害者福祉課	03-5608-6166
東京都	練馬区	障害者サービス調整担当課障害者給付係	03-5984-1021
埼玉県	入間市	障害者支援課	04-2964-1111
千葉県	流山市	障害者支援課	04-7150-6081
千葉県	柏市	障害福祉課	04-7167-1136
東京都	府中市	障害者福祉課	042-335-4962
東京都	小平市	健康福祉部 障がい者支援課	042-346-9542
東京都	小金井市	自立生活支援課	042-387-9841
東京都	東久留米市	福祉保健部障害福祉課	042-470-7747
東京都	日野市	障害福祉課	042-514-8489
東京都	立川市	福祉部障害福祉課	042-523-2111
東京都	武蔵野市	健康福祉部障害者福祉課	0422-60-1847
千葉県	千葉市	障害者自立支援課	043-245-5173
千葉県	佐倉市	障害福祉課	043-484-4164
千葉県	市原市	障がい者支援課	0436-23-9815
神奈川県	座間市	障がい福祉課	046-252-7132
神奈川県	横須賀市	障害福祉課	046-822-9488
神奈川県	逗子市	障がい福祉課	046-873-1111
神奈川県	藤沢市	障がい者支援課	0466-50-3528
神奈川県	茅ヶ崎市	障がい福祉課	0467-81-7159

千葉県	我孫子市	障害者支援課	04-7185-1111
千葉県	松戸市	障害福祉課	047-366-7348
千葉県	八千代市	障害者支援課	047-421-6741
千葉県	船橋市	障害福祉課	047-436-2309
千葉県	習志野市	障がい福祉課	047-453-9206
千葉県	浦安市	障がい福祉課	047-712-6393
千葉県	南房総市	社会福祉課	0470-36-1151
千葉県	勝浦市	福祉課	0470-73-6619
千葉県	大多喜町	健康福祉課	0470-82-2168
千葉県	茂原市	障害福祉課	0475-20-1666
千葉県	山武市	社会福祉課	0475-80-2614
千葉県	香取市	社会福祉課	0478-50-1252
千葉県	銚子市	社会福祉課	0479-24-8968
千葉県	旭市	社会福祉課	0479-62-5351
千葉県	匝瑳市	福祉課	0479-73-0096
埼玉県	川口市	障害福祉課	048-259-7926
埼玉県	新座市	障がい者福祉課	048-424-2730
埼玉県	志木市	共生社会推進課	048-473-1449
埼玉県	深谷市	福祉健康部	048-571-1011
埼玉県	春日部市	障がい者支援課	048-736-1131
埼玉県	蓮田市	福祉課	048-768-3111
埼玉県	さいたま市	障害福祉課	048-829-6124
埼玉県	草加市	障がい福祉課	048-922-1442
埼玉県	三郷市	障がい福祉課	048-930-7778
埼玉県	松伏町	いきいき福祉課	048-991-1877
埼玉県	八潮市	障がい福祉課	048-996-2964
埼玉県	加須市	障がい者福祉課	0480-62-1111
埼玉県	川越市	障害者福祉課	049-224-6317
埼玉県	坂戸市	障害者福祉課	049-283-1331
埼玉県	毛呂山町	福祉課	049-295-2112
埼玉県	川島町	健康福祉課	049-299-1756
埼玉県	東松山市	障害者福祉課	0493-23-2221
埼玉県	吉見町	長寿福祉課	0493-63-5012

埼玉県	秩父市	障がい者福祉課	0494-27-7331
埼玉県	長瀨町	福祉介護課	0494-69-1105
埼玉県	美里町	介護福祉課	0495-76-5132
愛知県	あま市	障がい福祉課	052-485-5980
愛知県	名古屋市	障害企画課	052-972-2587
静岡県	浜松市	障害保健福祉課	053-457-2863
愛知県	田原市	地域福祉課	0531-23-3697
愛知県	豊橋市	障害福祉課	0532-51-2345
愛知県	豊川市	福祉部障害福祉課	0533-89-2131
静岡県	掛川市	福祉課	0537-21-1139
静岡県	菊川市	福祉課 障がい者福祉係	0537-37-1252
静岡県	磐田市	福祉相談課	0538-37-4919
静岡県	川根本町	健康福祉課	0547-56-2224
静岡県	牧之原市	社会福祉課	0548-23-0072
静岡県	三島市	障がい福祉課	055-983-2612
静岡県	裾野市	総合福祉課	055-995-1820
静岡県	御殿場市	社会福祉課	0550-82-4238
山梨県	山梨市	福祉課障害福祉担当	0553-22-1111
山梨県	大月市	福祉介護課	0554-23-8031
静岡県	伊東市	社会福祉課	0557-32-1533
静岡県	伊豆の国市	健康福祉部福祉事務所	0558-76-8007
愛知県	岡崎市	障がい福祉課	0564-23-6867
愛知県	幸田町	福祉課	0564-62-1111
愛知県	豊田市	障がい福祉課	0565-34-6751
愛知県	弥富市	健康福祉部福祉課	0567-65-1111
愛知県	蟹江町	保険医療課	0567-95-1111
愛知県	北名古屋市	社会福祉課	0568-22-1111
愛知県	犬山市	障害者支援課	0568-44-0321
愛知県	小牧市	障がい福祉課	0568-76-1127
愛知県	春日井市	障がい福祉課	0568-85-6188
愛知県	常滑市	福祉部福祉課	0569-34-7744
愛知県	阿久比町	住民福祉課	0569-48-1111
岐阜県	瑞浪市	社会福祉課	0572-68-2113

岐阜県	可児市	福祉支援課	0574-62-1111
岐阜県	下呂市	社会福祉課	0576-52-3936
岐阜県	高山市	福祉課	0577-35-3356
岐阜県	岐阜市	障がい福祉課	058-214-2135
岐阜県	岐南町	福祉課	058-247-1348
岐阜県	各務原市	社会福祉課	058-383-1126
岐阜県	笠松町	福祉子ども課	058-388-1116
岐阜県	山県市	福祉課	0581-22-6837
岐阜県	垂井町	健康福祉課	0584-22-1151
岐阜県	大垣市	障がい福祉課	0584-47-7298
愛知県	一宮市	障害福祉課	0586-28-9017
愛知県	岩倉市	福祉課	0587-38-5809
三重県	津市	障がい福祉課	059-229-3157
三重県	鈴鹿市	障がい福祉課	059-382-7626
三重県	伊賀市	障がい福祉課	0595-22-9656
三重県	名張市	障害福祉室	0595-63-7591
三重県	玉城町	保健福祉課（地域共生室）	0596-58-7373
三重県	度会町	保健子ども課	0596-62-2413
三重県	尾鷲市	福祉保健課自立支援係	0597-23-8203
三重県	松阪市	障がい福祉課	0598-53-4082
大阪府	大阪市	障がい支援課	06-6208-8076
大阪府	吹田市	障がい福祉室	06-6384-1347
大阪府	豊中市	障害福祉課	06-6858-2748
大阪府	門真市	保健福祉部障がい福祉課	06-6902-6154
大阪府	堺市	障害支援課	072-228-7411
大阪府	松原市	福祉部 障害福祉課	072-337-3115
大阪府	熊取町	障がい福祉課	072-452-6289
大阪府	泉佐野市		072-463-1212
大阪府	泉南市	障害福祉課	072-483-8252
大阪府	高槻市	障がい福祉課	072-674-7164
大阪府	箕面市	健康福祉部障害福祉室	072-727-9506
兵庫県	川西市	福祉部 障害福祉課	072-740-1178
大阪府	池田市	福祉部 障がい福祉課	072-754-6255

兵庫県	猪名川町	福祉課	072-766-8701
大阪府	枚方市	障害企画課	072-841-1152
大阪府	大東市	障害福祉課	072-870-9630
大阪府	四條畷市	障がい福祉課	072-877-2121
大阪府	交野市	障がい福祉課	072-893-6400
大阪府	八尾市	障がい福祉課	072-924-3838
大阪府	羽曳野市	障害福祉課	072-947-3824
大阪府	島本町	健康福祉部 福祉推進課	075-962-7460
大阪府	柏原市	障害福祉課	072-972-1508
大阪府	富田林市	福祉部障害福祉課	0721-25-1000
和歌山県	かつらぎ町	住民福祉課	0736-22-0300
和歌山県	紀の川市	福祉部 障害福祉課	0736-77-2511
和歌山県	美浜町	子育て健康推進課	0738-23-4905
和歌山県	田辺市	障害福祉室	0739-26-4902
奈良県	大和郡山市	障害福祉課	0743-53-1602
奈良県	田原本町	健康福祉課	0744-34-2090
奈良県	桜井市	社会福祉課	0744-42-9111
奈良県	三郷町	住民福祉課	0745-43-7206
奈良県	川西町	福祉こども課	0745-44-2631
奈良県	河合町	福祉政策課	0745-57-0200
奈良県	吉野町	長寿福祉課	0746-32-8856
奈良県	東吉野村	住民福祉課	0746-42-0441
奈良県	五條市	社会福祉課	0747-22-4001
奈良県	下市町	健康福祉課	0747-68-9069
滋賀県	甲賀市	障がい福祉課	0748-69-2161
滋賀県	長浜市	しょうがい福祉課	0749-65-6372
京都府	久御山町	福祉課	075-631-9902
京都府	向日市	障がい者支援課	075-874-3593
京都府	長岡京市	障がい福祉課	075-955-9710
京都府	大山崎町	福祉課	075-956-2101
石川県	野々市市	福祉総務課	076-227-6046
石川県	白山市	障害福祉課	076-274-9526
石川県	内灘町	福祉課	076-286-6703

富山県	富山市	障害福祉課	076-443-2056
富山県	舟橋村	生活環境課	076-464-1121
石川県	加賀市	介護福祉課	0761-72-7985
富山県	黒部市	福祉課	0765-54-2502
富山県	射水市	社会福祉課	0766-51-6626
富山県	氷見市	福祉介護課	0766-74-8113
石川県	宝達志水町	健康福祉課	0767-28-5506
石川県	七尾市	健康福祉部福祉課	0767-53-8464
滋賀県	草津市	障害福祉課	077-561-6972
滋賀県	野洲市	障がい福祉課	077-587-6087
京都府	亀岡市	障がい福祉課	0771-25-5189
京都府	綾部市	障害者支援課	0773-42-4318
京都府	宇治市	障害福祉課	0774-21-0419
福井県	坂井市	社会福祉課	0776-50-3041
兵庫県	明石市	生活支援室 障害福祉課	078-918-1344
兵庫県	姫路市	障害福祉課	079-221-2305
兵庫県	加古川市	福祉部障がい者支援課	079-427-9210
兵庫県	丹波篠山市	社会福祉課	079-552-7102
兵庫県	朝来市	社会福祉課	079-672-6123
兵庫県	高砂市	障がい福祉課	079-443-9027
兵庫県	三木市	障害福祉課	0794-82-2000
兵庫県	豊岡市	健康福祉部 社会福祉課	0796-24-7033
兵庫県	香美町	福祉課	0796-36-1964
兵庫県	芦屋市	障がい福祉課	0797-38-2043
兵庫県	西宮市	生活支援課	0798-35-3157
兵庫県	洲本市	福祉課	0799-22-3332
兵庫県	南あわじ市	市民福祉部福祉課	0799-43-5216
兵庫県	淡路市	地域福祉課	0799-64-2510
広島県	東広島市	障がい福祉課	082-420-0180
広島県	海田町	社会福祉課	082-823-9207
山口県	周防大島町	福祉課	0820-77-5505
広島県	呉市	障害福祉課	0823-25-3135
広島県	北広島町	福祉課	0826-72-7352

山口県	和木町	保健福祉課	0827-52-2195
山口県	下関市	障害者支援課	083-231-1917
山口県	防府市	障害福祉課	0835-25-2387
山口県	宇部市	障害福祉課	0836-34-8314
山口県	長門市	地域福祉課	0837-23-1243
広島県	福山市	障がい福祉課	084-928-1063
広島県	世羅町	福祉課	0847-25-0072
広島県	神石高原町	福祉課	0847-89-3335
島根県	松江市	障がい者福祉課	0852-55-5945
島根県	雲南市	長寿障がい福祉課	0854-40-1042
鳥取県	鳥取市	障がい福祉課	0857-30-8454
岡山県	倉敷市	障がい福祉課	086-426-3305
岡山県	玉野市	福祉政策課	0863-32-5556
徳島県	徳島市	障害福祉課	088-621-5177
徳島県	松茂町	福祉課	088-699-8713
高知県	高知市	障がい福祉課	088-823-9053
徳島県	三好市	福祉事務所 長寿・障害福祉課	0883-72-7610
徳島県	海陽町	長寿福祉人権課	0884-73-4312
徳島県	小松島市	介護福祉課	0885-32-2279
高知県	香美市	福祉事務所	0887-53-3117
高知県	越知町	保健福祉課	0889-26-3211
愛媛県	松山市	障がい福祉課	089-948-6369
愛媛県	伊予市	福祉課	089-982-1121
愛媛県	大洲市	社会福祉課 障がい福祉係	0893-24-1758
福岡県	糸島市	地域福祉課	092-332-2073
福岡県	春日市	福祉支援課	092-584-1111
福岡県	福岡市	障がい者部障がい者支援課	092-711-4985
福岡県	筑紫野市	生活福祉課	092-923-1111
福岡県	粕屋町	介護福祉課	092-938-0229
福岡県	水巻町	福祉課 障がい支援係	093-201-4321
福岡県	岡垣町	福祉課	093-282-1211
福岡県	遠賀町	福祉課 障がい者支援係	093-293-1296
福岡県	北九州市	保健福祉局障害者支援課	093-582-2424

福岡県	行橋市	障がい者支援室	0930-25-1111
福岡県	築上町	保険福祉課 障がい者支援係	0930-56-0300
福岡県	久留米市	健康福祉部障害者福祉課	0942-30-9035
福岡県	みやま市	福祉課	0944-64-1530
福岡県	大川市	福祉事務所 障がい福祉係	0944-85-5532
福岡県	添田町	福祉環境課	0947-82-1232
福岡県	小竹町	福祉課 一般福祉係	0949-62-1219
佐賀県	佐賀市	障がい福祉課	0952-40-7255
佐賀県	多久市	高齢・障害者支援課	0952-75-4823
佐賀県	武雄市	福祉課	0954-23-9235
佐賀県	嬉野市	福祉課	0954-42-3306
佐賀県	鹿島市	福祉課	0954-63-2119
佐賀県	伊万里市	福祉課	0955-23-2156
佐賀県	唐津市	障がい者支援課	0955-72-9150
長崎県	佐世保市	障がい福祉課	0956-24-1111
長崎県	諫早市	障害福祉課	0957-22-1500
長崎県	雲仙市	福祉課	0957-47-7871
長崎県	南島原市	福祉課	0957-73-6651
長崎県	長崎市	障害福祉課	095-829-1141
熊本県	合志市	福祉課	096-248-1144
熊本県	御船町	福祉課	096-282-1342
熊本県	山江村	健康福祉課	0966-23-3978
熊本県	多良木町	福祉課	0966-42-1255
熊本県	水上村	保健福祉課	0966-44-0313
熊本県	あさぎり町	生活福祉課	0966-45-7214
熊本県	水俣市	福祉課	0966-61-1650
熊本県	芦北町	福祉課	0966-83-9670
熊本県	山都町	福祉課	0967-72-1229
熊本県	菊池市	福祉課	0968-25-7213
熊本県	天草市	福祉課	0969-23-1111
大分県	大分市	障害福祉課	097-537-5786
大分県	日田市	社会福祉課	0973-22-8290
大分県	豊後大野市	社会福祉課	0974-22-3083

大分県	日出町	介護福祉課	0977-73-3126
大分県	豊後高田市	社会福祉課	0978-25-6178
沖縄県	糸満市	福祉部 障害福祉課	098-840-8103
沖縄県	南風原町	民生部 保健福祉課	098-889-4416
沖縄県	南城市	福祉課 生きがい推進課	098-917-5341
沖縄県	北谷町	福祉課	098-936-1234
沖縄県	嘉手納町	福祉課 障害福祉係	098-956-1111
沖縄県	うるま市	障がい福祉課	098-973-5452
沖縄県	粟国村	民生課	098-988-2017
沖縄県	大宜味村	住民福祉課	0980-44-3003
沖縄県	宮古島市	障がい福祉課	0980-73-1975
宮崎県	延岡市	障がい福祉課	0982-22-7059
宮崎県	日之影町	町民福祉課	0982-87-3802
宮崎県	西都市	福祉事務所 障害福祉係	0983-43-1206
鹿児島県	枕崎市	福祉課 障害福祉係	0993-76-1197
鹿児島県	南さつま市	福祉課	0993-76-1537
鹿児島県	姪良市	長寿・障害福祉課	0995-55-8140
鹿児島県	霧島市	障害福祉課	0995-64-0855
鹿児島県	出水市	福祉課 障害福祉課係	0996-63-4045

